

【療養費適正化研究会】



2023年度 研究会活動報告会資料

1. 研究会の背景

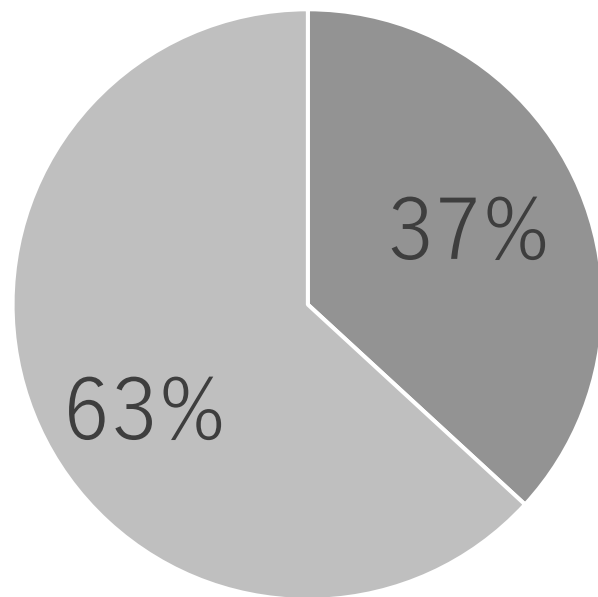
「療養費適正化研究会」では、柔整・あはき・治療用装具等の療養費の不適切な請求や利用に対して、適正な審査や点検のノウハウ、また加入員への周知・啓蒙活動をどのようにすべきかを情報共有しながら、個々のメンバーが自健保での業務にいかに結び付けられるか、スキルアップを図ることに重点をおいてきました。また、不正請求の根底にある様々な事象の解決を目的として、他の保険者をはじめ、日本臨床整形外科学会あるいは施術者(2023年度は日本柔道整復師会、日本鍼灸師会)との意見交換をも実施しました。また、昨今は増加する「治療用装具」の既製品等に関する事例研究にも注力し、治療用装具の取り扱いに関するテーマも事例紹介で取り上げ、療養費担当者の実務に結びつく内容を取り上げるようにしております。

2. 2023年研究会のメンバー

参加健保数 : 39健保組合 47名

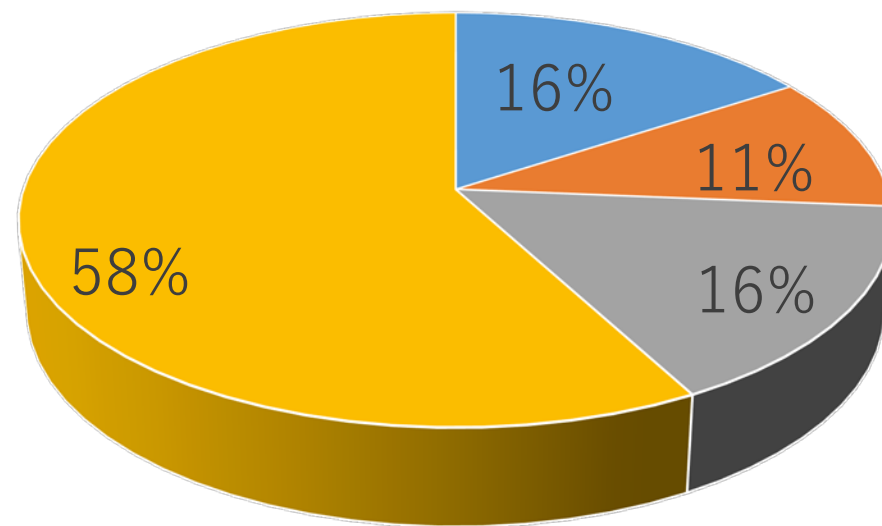
1	MSD	11	カシオ 2名	21	阪急阪神	31	日本製鐵
2	トピー	12	野村證券	22	麒麟ビール	32	アクセンチュア
3	ニコン	13	ボッシュ	23	三越伊勢丹 2名	33	パナソニック
4	太陽生命	14	富士通	24	ヤマハ	34	ファイザー
5	イオン 2名	15	東芝	25	DIC 2名	35	ヤマトグループ
6	日本マクドナルド	16	azbilグループ	26	日本発条	36	デンソー
7	山崎製パン	17	小松製作所	27	ノバルティス	37	アクサ生命
8	日本コロムビア 2名	18	博報堂 2名	28	トランス・コスモス 2名	38	プレス工業
9	日本ゼオン	19	東京ガス	29	ディスコ	39	三菱電機
10	CNCグループ	20	栗田	30	ソニー 2名		

メンバー構成(男女比)



■ 男性 ■ 女性

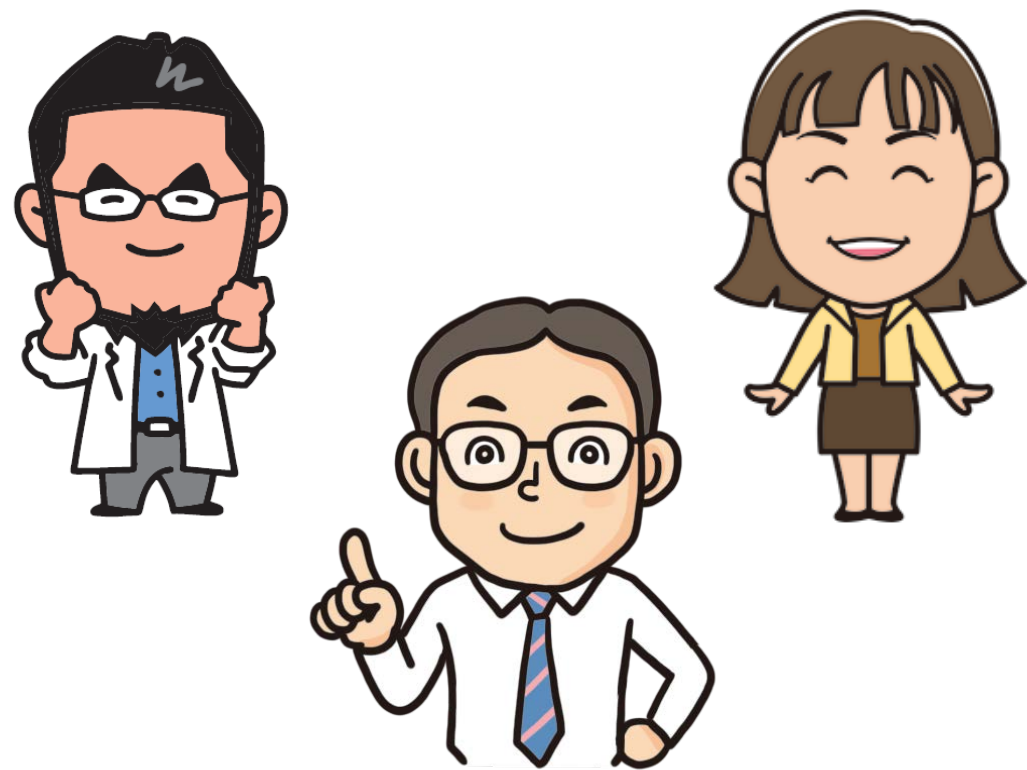
メンバー構成(役職)



■ 常務理事 ■ 事務長・課長 ■ 係長・主任 ■ 担当

当研究会は実務担当の女性が多い
……特徴があります。

運営に係ったメンバー



運営委員の皆さん一年間ご協力ありがとうございました！

担 当	健保名
担当理事	MSD
リーダー	トピー
サブリーダー	azbilグループ
運営委員	太陽生命
	山崎製パン
	阪急阪神
	日本マクドナルド
	野村證券
	東京ガス
	栗田

3. 2023年度活動方針

ビジョン

- ・「療養費」の適正化を図る
- ・健保加入員が正しい療養費の知識をもって国保や後期高齢者医療制度へ移行していただくこと

ミッション

- ・毎月1回研究会を開催する(予算関連で多忙な2月は休会)
- ・3適(適正受診・適正施術・適正支払)活動の推進
- ・メンバー個々のスキルアップを図るために、不正情報や、疑義照会のノウハウを共有する。情報交換。
- ・学識経験者・他の保険者・医師、健保連等と情報交換や意見交換を行い、一人一人が療養費適正化の意志を強くもつことを心がける



4. 2023年度の活動結果

①新規参加者への講習

※過去からの活動と療養費、柔整業界
動向の学び・整理

②事例発表(情報交換)

※毎回の研究会で実施。

③柔整療養費のデータ分析

※内容については全国大会で発表済

④関連分野多方面の講話実施

※様々観点から柔整・あはき、装具
そして社会保障を考える

⑤「接骨院」での施術の流れの整理

③ 柔整療養費のデータ分析

調査範囲



2022(R4)年度 単年度実績

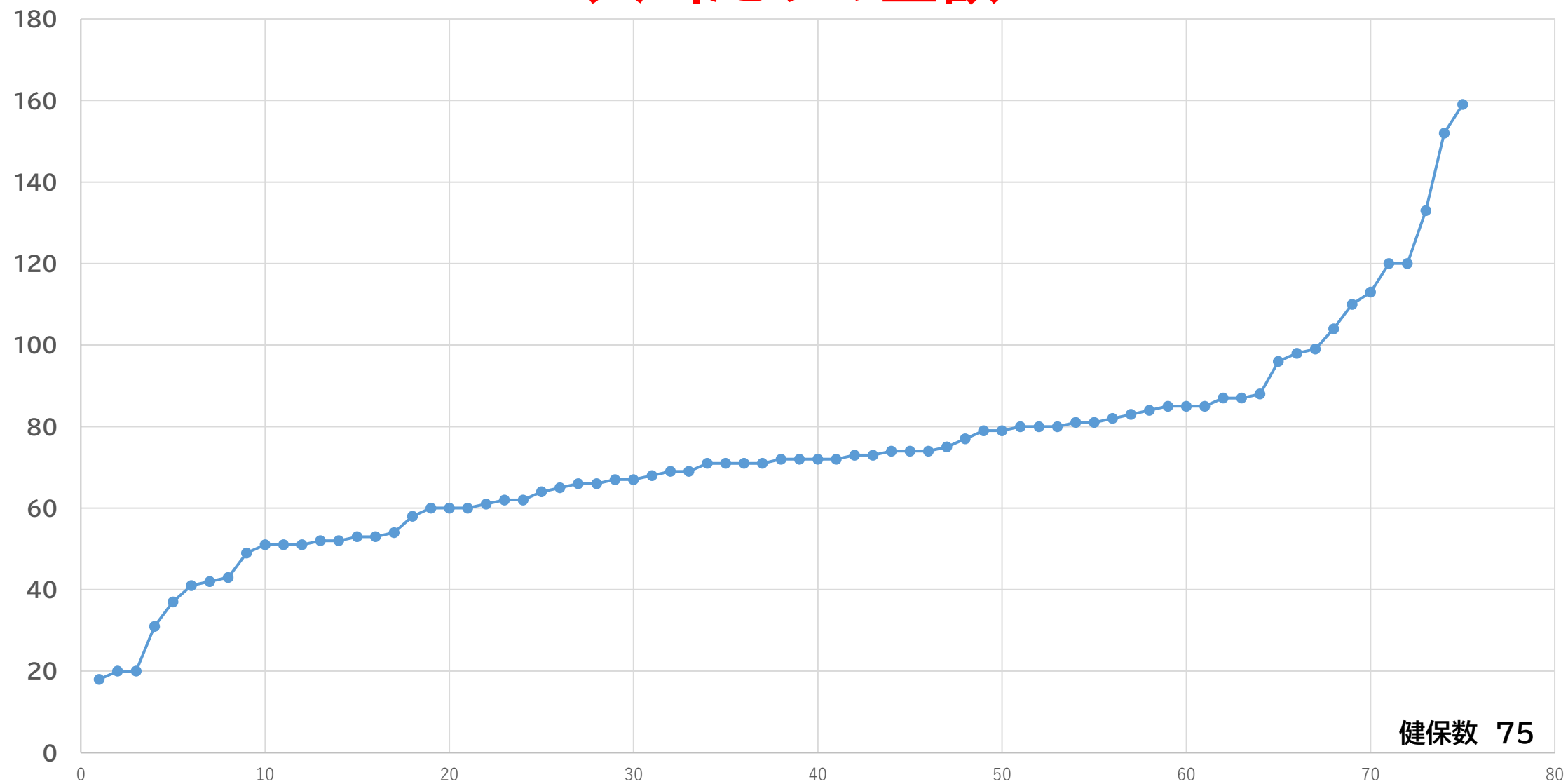
研究会 40 研究会外 35

※ 以下、全国大会で発表した資料の転用となります。



単位:円

1人当たりの金額



健保数 75

1人当たりの金額

※当該月に要した柔整療養費を加入者(被保険者+被扶養者)で割った金額

順位	健保名	加入員数	研究会	研究会外	1人あたりの金額 (単位:円)	平均との比率
1	D健保	8,633	○		17.9	0.25
2	N健保	6,717		○	20.2	0.28
3	C健保	2,945	○		20.4	0.28
4	J健保	5,842		○	30.8	0.42
5	N健保	7,028	○		36.7	0.50
	平均	52,310			72.9	1.00
71	N健保	1,114		○	119.6	1.64
72	A健保	13,484	○		120.1	1.65
73	M健保	75,224		○	133.8	1.84
74	S健保	2,107		○	151.8	2.08
75	H健保	41,466	○	○	158.8	2.18

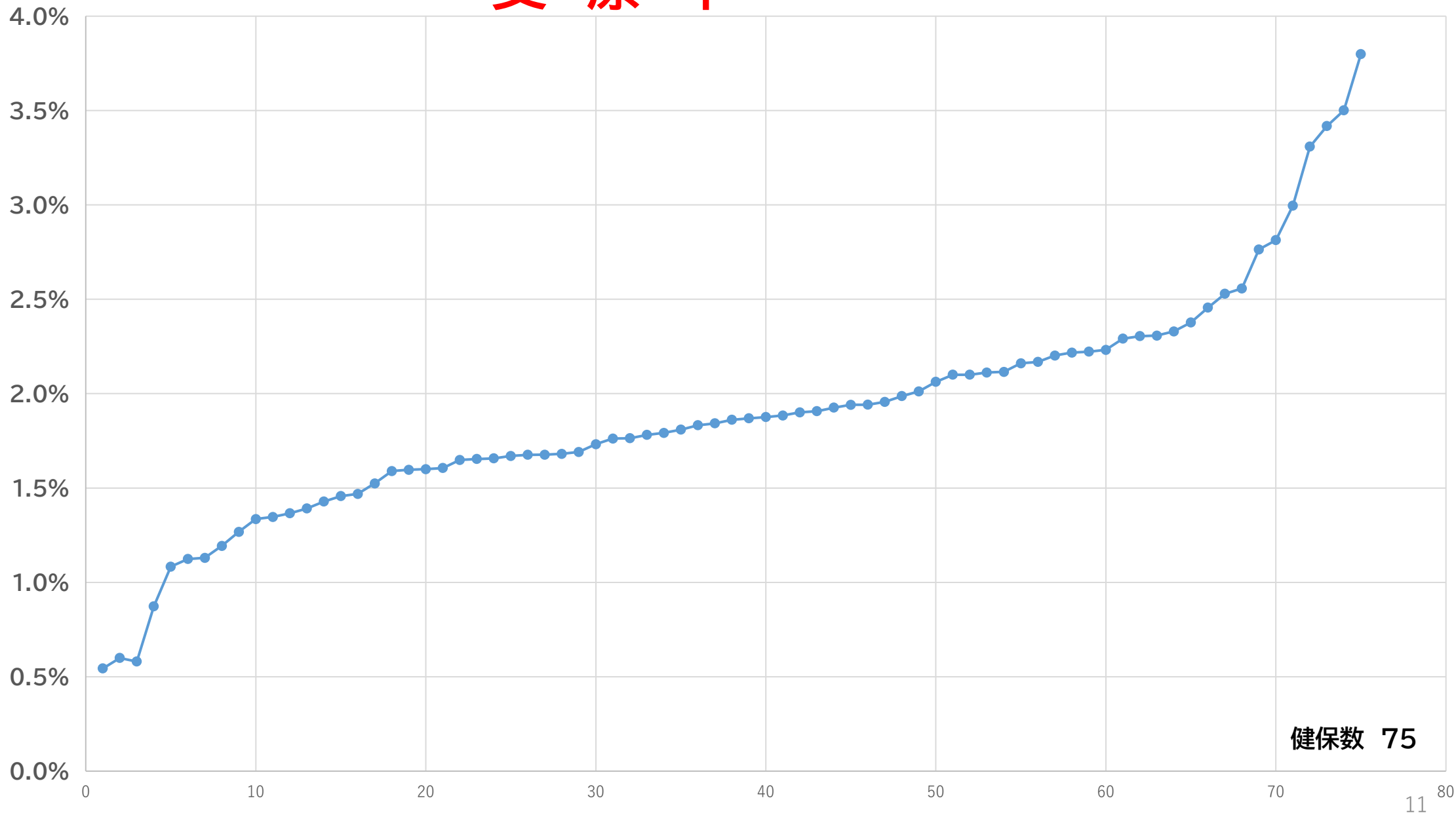
※【速報】R5年度実績 平均71.8(77健保回答)

※8.9倍の金額差があります 10



単位:%

受 療 率



健保数 75

受療率

※当該月に利用した柔整療養費件数を加入者(被保険者+被扶養者)で割った比率

順位	健保名	加入員数	研究会	研究会外	受療率	平均との比率
1	D健保	8,633	○		0.54%	0.29
2	N健保	6,717		○	0.58%	0.31
3	C健保	2,945	○		0.61%	0.32
4	J健保	5,842		○	0.87%	0.46
5	K健保	7,846	○		1.08%	0.57
	平均	52,310			1.90%	1.00
71	A健保	13,484	○		3.00%	1.58
72	M健保	75,224		○	3.31%	1.74
73	S健保	2,107		○	3.42%	1.80
74	N健保	1,114		○	3.50%	1.85
75	H健保	41,466	○		3.80%	2.00

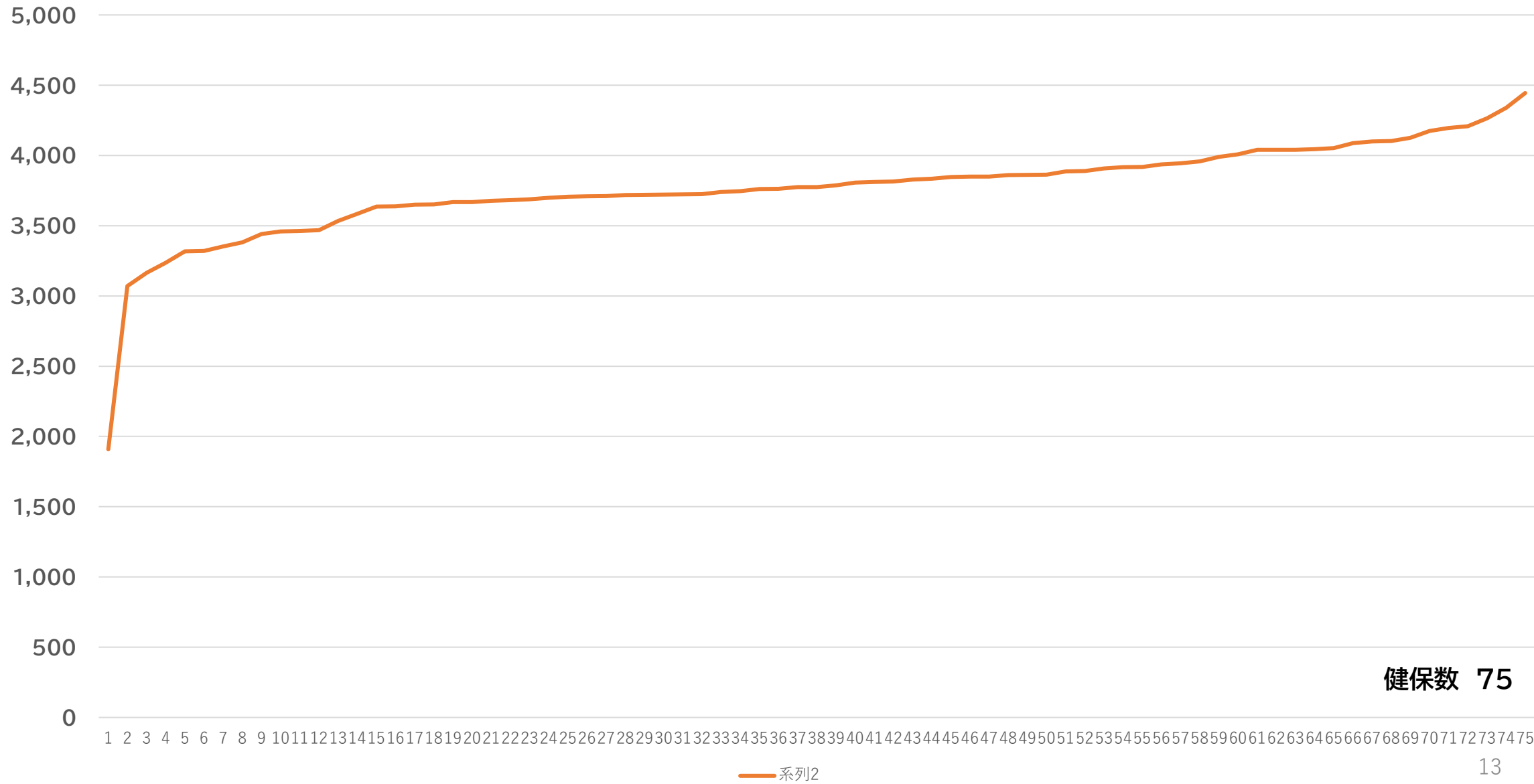
※【速報】R5年度実績 平均1.85%(77健保回答)

※7倍の利用率の差があります



単位:円

1件あたりの金額



健保数 75

1件当たりの金額

※当該月に利用した柔整療養費金額を利用件数で割り1件当たりの単価を算出

順 位	健保名	加入員数	研究会	研究会外	1件あたりの金額 (単位:円)	平均との比率
1	N健保	895	○		3,119	0.82
2	N健保	7,028	○		3,265	0.86
3	D健保	8,633	○		3,285	0.87
4	C健保	2,945	○		3,330	0.88
5	T健保	8,068	○		3,374	0.89
	平 均	52,310			3,790	1.00
71	H健保	41,466	○		4,177	1.10
72	Y健保	55,050	○		4,193	1.11
73	T健保	45,478	○		4,264	1.13
74	T健保	16,273	○		4,350	1.15
75	S健保	2,107	○	○	4,442	1.17

※【速報】R5年度実績 1件当たりの単価 平均3.778円(77健保回答)

※1.43倍の単価の差があります¹⁴

ヒアリングによる分析

A. 取り組み全般について

- ①適正化対策全般について、何も実施していない健保はなく、それぞれの濃淡はあるが、適正化の取り組みはされている。
- ②不支給率について、上位組合と下位組合では実績に差がある。また下位健保は、不支給ではなく、返戻対応している点も目立つ。
- ③1件あたりの金額の順位でみると、低いところは**医科併給の審査**を確実にやっている。
- ④その他、評点の高い健保は、・年間回答率 ・未回答者への取組についても良好な傾向にあることがわかる。全ての項目で満点をとるのではなく、各健保の加入者属性に合わせた取り組みが 大切だと、再認識した。
- ⑤順位が低い健保で『長期頻回者と初検受療者の増加は、利用者への個別アプローチが不足している』と自己分析されているところが複数あったが、このアプローチの有無が1件ごとの単価差になっている可能性が高い。

④2023年度 各方面からの講師一覧

①健保連政策部

三宅政策部長

②日本臨床整形外科学会

松本整形外科院長

③公益社団日本鍼灸師会

小林副会長

(東京都鍼灸師会 会長)

④甲南大学 法学部

三谷一郎准教授

⑤公益社団法人日本柔道整復師会 長尾会長

(京都府柔道整復師会会長 ※社団京都)



⑤ 「接骨院」での〔施術〕の流れ

(関連事項を含めた内容の整理)



令和5年度 療養費適正化研究会

そもそも・・・病院・接骨院(整骨院)・整体院の違いは？

令和4年度に研究会で発行したリーフレットに各々の違いを説明してあります。

内容をご確認ください。



「病院」「接骨院(整骨院)」「整体院」の違い

どれも「〇〇院」
やけど、できることが
ちがうねん!
健康保険の適用
にも差があるぞ



	病院(整形外科等)	接骨院(整骨院)	整体院
国家資格	医師	柔道整復師	なし
健康保険適用*	○	△ 骨折・脱臼・ねんざ・打撲・ 肉離れ(挫傷)のみ対象	×
医療行為・診断	○	×	×
投薬	○	×	×

*通勤中・仕事中のケガの場合は、健康保険ではなく、労災保険の対象です。

たしか、病院で治療を
受けているケガの場合、
接骨院で健康保険は
使えないんでしたな



接骨院で
「療養費支給申請書」
に署名するときは、
内容を確認すべし
とも聞きましたぞ



病院
(整形外科)
では、**医師による**
診察・治療
を行う

レントゲンやMRI、
CTなどで詳しく検査することが可能!
手術が必要な大きなケガにも対応できます。
なお、痛み止め等の薬の処方や、
病名の確定、診断書の作成が
できるのは医師のみです。



「外傷性が明らか」
=「原因が明確」
ってことなんだって



接骨院での施術は、医師に
よる治療ではないため、検査
や投薬ができず、健康保険
が使えろのは、外傷性が
明らかなケガに限られます。

接骨院は
柔道整復師が
「手技」や温熱・
電気を用いて
「施術」を行う

骨折・脱臼は
健康保険の対象やけど、
応急処置以外は
医師の同意が
必要やぞ



整体院は
主に**慢性的な**
痛みの緩和や
癒し目的の
施術を行う



民間の資格を持った人が
施術を行っていることが多いですが、
国が認めたライセンスではありません。
独自の方法で筋肉のコリをほぐしたり、骨盤の
ゆがみを矯正します。健康保険は使えません。

病院へ行くことも検討しよう!



「接骨院」と「整骨院」の違い

結論から言えば、**接骨院**と**整骨院**は名前は違えど、違いはありません。

理由は昭和45年まで遡ります。昭和45年、柔道整復師法が制定されました。昭和45年、当時の厚生労働省では接骨院や整骨院は「ほねつぎ」という名称しか認められていませんでした。それが昭和47年に「**ほねつぎ又は接骨**」と変更され、接骨院という名称が使えるようになってきました。そのため、古くからある接骨院、ほねつぎは『接骨院』という名称を使っています。しかし、最近増えている整骨院は正確にはまだ告示に記載されるかどうか検討されている段階で、正式な柔道整復師の施術所と認められた名称ではありません。(2023年2月現在)(※[2019年11月14日厚生労働省第8回あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師等の広告に関する検討会](#)でも取り上げられた)

そのため現時点では『**ほねつぎ**』あるいは『**接骨**』が柔道整復師の正確な施術所の名称ですが、現在はソフトなイメージからなのか？「**整骨院**」の名称が多い(増加している)のが実情です。かつて研究会で実地調査した目黒区の看板では、全施術所145箇所中、接骨院が51箇所、整骨院が85箇所、その他が9箇所という結果でした。また、直近の主要都市状況を次に示します。

主要都市の「接骨院・整骨院」の表記比率

※2023年3月末 公表リスト使用	接骨院	整骨院	治療院・その他	鍼灸接骨院 (整骨院)	合計
福岡市	21 (3.1%)	539 (80.1%)	15 (2.2%)	98 (14.6%)	673
名古屋市	570 (67.9%)	86 (10.2%)	5 (0.6%)	179 (21.3%)	840
大阪市	229 (10.5%)	1,809 (82.9%)	52 (2.4%)	92 (4.2%)	2,182
仙台市	153 (31.3%)	237 (48.5%)	27 (5.5%)	72 (14.7%)	489
奈良県	69 (15.4%)	218 (48.6%)	25 (5.6%)	137 (30.5%)	449
長野県	317 (37.3%)	428 (50.3%)	18 (2.1%)	88 (10.3%)	851
千葉県	570 (30.5%)	1,106 (59.1%)	100 (5.3%)	96 (5.1%)	1,872

【参考】柔道整復師 国家試験問題 例

関係法規

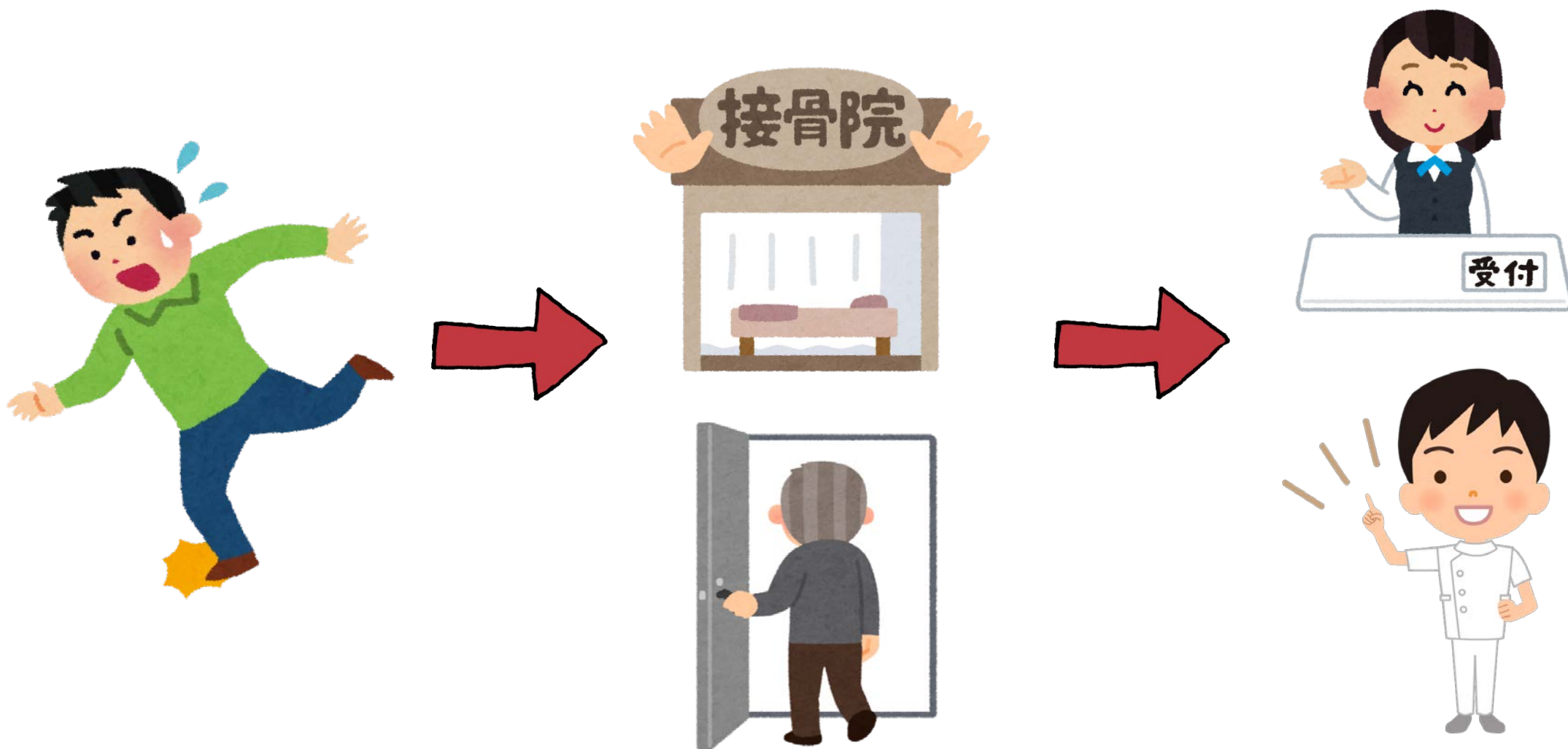
次のうち正しいのはどれか

- ① ○○接骨医院
- ② ○○接骨病院
- ③ ○○ほねつぎ
- ④ ○○整骨院



不正解！

では、ケガをして「接骨院」に通うことに…。接骨院では具体的にどんな施術をするのでしょうか？



「接骨院」での施術の流れ

※療養費適正化研究会外秘

1. 予診票に症状を記入	2. 問 診	3. 身体 の 検 査	4. 施 術	5. 施術後の説明	6. 会 計
「接骨院」では、まずは予診票(問診表)(※)に名前と住所、連絡先、症状についての記入をします。	予診票(問診表)(※)へ記入した内容をもとに、ケガの症状について詳しく話を聞かれます。	身体 勢な		チェツ るため でき 方法等 型につ	会計の区分は ①健康保険適用 ②自費 ③自賠責・労災保険 ※回数券販売(利用)等には十分気をつけて下さい。保険適用施術に回数券利用はありません。
症状については ①いつ頃から痛むのか ②体のどの部分に症状があるのか ③どのような時に痛むのか……などを記載します。	普段の生活習慣や仕事、スポーツ歴など、また、使用している薬剤や骨折治療のために金属が体にはいつている等の確認もあります。				接骨院で健康保険が適用となるのは、骨折・脱臼・捻挫・挫傷・打撲の、いずれかの診断名が付いた時。骨格や姿勢矯正を目的とした施術は自費メニュー。保険適用外です。
				健保 可を得	
「接骨院を利用することに制限はありませんが、痛みを根本から改善したい」「元氣な身体を取り戻したい」等、慢性的な痛みに関する施術や慰安目的の施術は、保険適用外です。ケガの原因をしっかりと説明してください。→施術録にも記載されます。	同一期間に、同一部位、同一症状で、医療機関(病院)と接骨院を併用しての利用(保険)はできません。これを医科併給の禁止といいます。				なお、骨折と脱臼に関しては、医師から「接骨院で施術をしても良い」という主旨の許可があった場合のみ、健康保険を使った施術を受けられます。
「接骨院」によっては、受付時に「保険証の提示」を求められる場合があります。保険適用外での施術には保険証は必要ないので、注意してください。施術所側でも何が保険適用で何が保険適用外なのかの説明があります。		施術に必要なのは国家資格と取得した柔道整復師(施術者)です。接骨院の場合、3年間の専門課程を経て柔道整復師国家資格を取得した者だけが、施術にあたることを認められています。	きません。薬の投与やレントゲン検査、外科手術による治療は認められていないため、施術で対応できる症状も限られてきます。手術を伴わない「非観血的行為」によって、人間が持っている自然治癒力を高めるという技術なのです。		受療委任払いの場合、「療養費支給申請書」(※)にサインが必要です。施術部位・内容・回数等しっかり確認の上サインすることが必要です。また領収証(明細書)(※)は記載内容を確認しましょう。※不正請求対策となります。

領収証兼明細書
〇〇 〇〇 様

保険分	<初検料・再検料等>	
	初 検 料	1,520 円
	初検時相談支援料	100 円
	再 検 料	0 円
	<施術情報提供料>	
	0 円	
	<往療料>	
	0 円	
	<施術料等>	
	整復・固定・施療料	1,520 円
	後 療 料	0 円
	温 罎 法 料	0 円
	冷 罎 法 料	170 円
	電 療 料	0 円
	金属副子等加算	0 円
	柔道整復運動後療料	0 円
	<明細書発行体制加算>	
	0 円	
	<その他>	
	0 円	
	計	3,310 円
	①一部負担金	990 円
	②材料代	340 円
	②保険外	340 円
	合計金額 (①+②)	1,330 円

(負傷カ所)
2 カ所

令和 5 年 5 月 10 日

〒164-0013

住 所 東京都中野区

施術所名 164-0013

氏 名

電 話



No. _____

初診 年 月 日

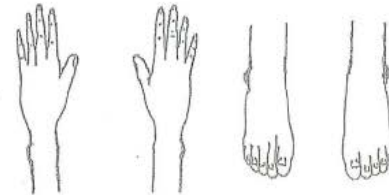
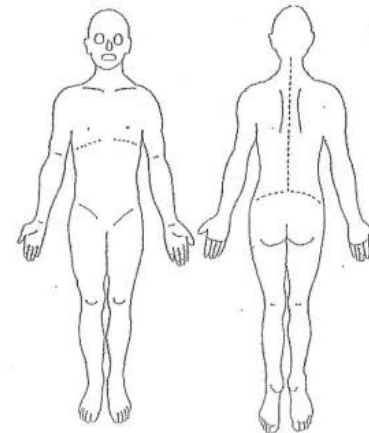
氏名

年齢 歳 男 ・ 女

治療部位

① _____ ② _____ ③ _____

主 訴



(左) (右) (右) (左)

裏面へ

申請書 チェックポイント

[illegible]

●R5年度の振り返り

○オンラインを中心としながらも、**一定数の対面参加者を加えたハイブリッド型研究会**の活動としました。

しかし、結果として対面型参加は運営委員が主体となる傾向が続いた感は否めない。

○オンライン参加は、移動時間がないことによる参加しやすさというメリットがある。

特に当研究会は遠方からの参加者や子育て中の短時間勤務者等も在籍しており、オンライン型だからこそ研究会に参加できた・・・という方もいらっしゃった。この点は大いにメリット。反面、対面型でないとなかなか熱い議論や意見交換は難しい。

○活動に際し、毎年アンケートを実施しているが、オンラインスタイルであることもあり、多方面の方の講話を聴きたいとの要望が本年度も大変多かったことから、実務のスキルアップ向上だけではなく、個々人の幅広い知識を広げるために、多方面から講師をお呼びし、様々な観点での講話をいただきました。当面この方針は継続予定。

(※2024年度は外部点検会社、日本柔道整復師会学術教育部長、明治国際医療大学鍼灸学部長等の講演を予定)

ご清聴
有難うございました



療養費適正化研究会